

脱炭素をはじめる

全国の物流事業者の方へ

補助金

補助率

1/2

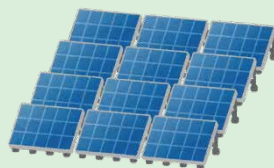
(上限あり)※  
まで交付します!

※1事業者当たり最大2億円までの  
交付となります。

補助対象設備



太陽光発電



蓄電池



物流業務用EV車両



充電スタンド



等

補助金に関する不明点は、公募要領等を確認のうえ、下記までお問い合わせください

物流脱炭素化促進事業事務局 (略称: 脱炭素化事務局)

TEL: 050-5536-6831 【受付時間】  
平日10:00~16:00(土日祝日を除く)

HP: <https://pacific-hojo.com/bgxx/content/>



# 補助対象・補助要件となる設備 ※1、※5

	設備	条件	補助対象となる要件	補助対象
創る	① 太陽光発電(新設)	モジュール合計出力:10kW以上 (既設と合算可)	① うち 1③ つ  かつ	○
	② 太陽光発電(既設)	モジュール合計出力:10kW以上		×
	③ 再エネ電力購入	購入量:10MWh/年以上 上記に満たない場合、施設の総電力需要の 10%以上を賄えること		×
溜める・使う	④ 大容量蓄電池(新設)※4	定置型で主力電源として需要調整に活用 産業用蓄電池(蓄電容量が20kwhを超えるもの) であること	④ 2つ 以上 ⑦ のうち	○
	⑤ 大容量蓄電池(既設)※3			×
	⑥ EV充電スタンド※4	物流業務用EV車両への充電用スタンド		○
	⑦ 物流業務用EV車両等	電気のみで走行するBEV車両		○
	⑧ 先進的取組に必要な機器類	無人搬送車、無人配送ロボット、 エネルギーマネジメントシステム、 温室効果ガス排出量算出・可視化ツール、 トラック予約受付システム 等		×

※1 原則、導入設備の組み合わせにより脱炭素化を図る事業とすること

※2 先進的取組に必要な機器類については、協議の上、判断

※3 ⑤大容量蓄電池(既設)を使用する場合は⑥・⑦2つの中から1つ以上の新規導入が必要

※4 非常用電源として地域のEV車等に開放する場合、管轄自治体等との協定締結が必要

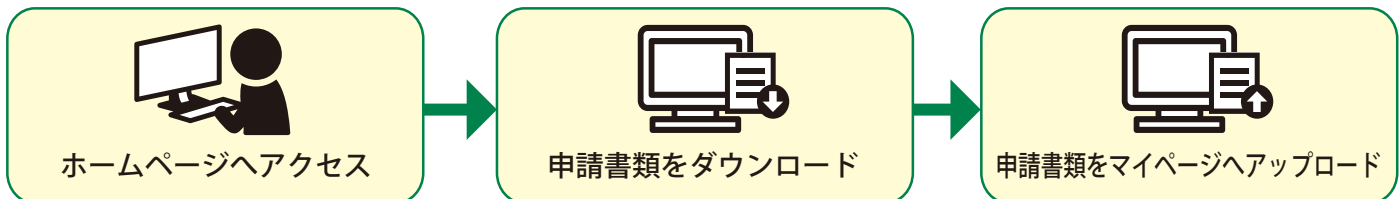
※5 パワーコンディショナー、エネルギーマネジメントシステム等、太陽光発電設備や蓄電池に付する機器は要件となる設備には該当しないが、補助対象とする

## 組み合わせの例

- ①太陽光発電(新設) + ④大容量蓄電池(新設)・⑥EV充電スタンド
- ③再エネ電力購入 + ⑥EV充電スタンド・⑦物流業務用EV車両等 + ⑧予約受付システム

## 申請方法

ホームページから申請書類をダウンロードしていただき、マイページからアップロードしてください。



## 申請受付期間

申請受付開始

令和6年5月14日(火) 14:00～

申請受付終了

令和6年6月13日(木) 16:00

